

電波監理審議会 有効利用評価部会（第3回） 議事録

1 日時

令和4年11月10日（木）18:00～20:30

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（部会長）、林 秀弥（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理
砂

(3) 免許人

KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社

UQコミュニケーションズ株式会社

(4) 総務省

（総合通信基盤局）

豊嶋 基暢（電波部長）

荻原 直彦（電波部電波政策課長）

中村 裕治（電波部移動通信課長）

高橋 文武（電波部電波政策課調査室長）

入江 晃史（電波部移動通信課移動通信企画官）

(5) 事務局

近藤 玲子（総合通信基盤局総務課長）

宮澤 茂樹（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	
(1)	令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について	1
(2)	令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る定性評価の進め方について	4
(3)	令和5年度電波の利用状況調査について	11
(4)	今後のスケジュールについて	19
(5)	携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの検討状況について	20
(6)	令和4年度携帯電話・全国BWAに係る有効利用評価のうち定量評価に関する免許人ヒアリング	28
3. 閉	会	28

開 会

○笹瀬部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、電波監理審議会有効利用評価部会の第3回会合を開催いたします。

どうもお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日は長丁場となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、電波監理審議会委員の林委員と私、両名が出席しておりますので、電波監理審議会審議会令の第3条に基づきまして、定足数は満たしております。なお、若林特別委員は所用により遅れての出席となります。

本日も新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図る観点から、ウェブによる開催とさせていただきます。

また、本日の議事に関しまして、総務省から資料説明のために担当課に出席をお願いしております。どうぞよろしく願いいたします。

議事

- (1) 令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について

○笹瀬部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、最初に、議事の(1)令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について、となります。

前回の部会におきまして、総務省から御報告いただきました結果ですけれども、調査データに一部誤りがあったということですので、御説明よろしくお願ひします。

御説明は移動通信課の入江移動通信企画官よりお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。資料は3-1です。よろしくお願ひします。

○入江移動通信企画官 総務省移動通信課の入江でございます。

それでは、御説明をさせていただきたいと思ひます。過日、10月25日に開催されました、電波監理審議会有効利用評価部会におきまして、令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果について、私から御報告をさせていただきました。

報告後の10月28日ですけれども、株式会社NTTドコモから総務省に対しまして、利用状況調査のために同社が提供したデータに誤りがあった旨の申告がございました。改正電波法に基づく電波の有効利用評価は、電波の利用状況調査を勘案して行われるものでございまして、総務省として、今回のような電波監理審議会及び有効利用評価部会に御報告後のデータ訂正というのは、評価制度の根幹を揺るがしかねない重大な事態だと考えておりまして、大変遺憾であると考えております。

総務省といたしましては、株式会社NTTドコモに対しまして、問題の発生原因と再発防止策につきまして、1か月以内に報告するように行政指導を行いました。あわせて、今般の事案につきまして、他社の評価にも影響し得るものであることから、他社に行政指導を行った旨を共有いたしました。これによって、今後の利用状況調査の結果に対する信頼性を確保したいと考えております。

なお、取り急ぎ、NTTドコモの担当者に、まず問題の発生原因について、取り急ぎの回答を強く求めましたところ、状況を確認中ですが、技術導入状況等について、担当者の認識誤り等があったということだそうです。詳細は、鋭

意確認中でございますけれども、そういった、厳しい言葉で言うと、お粗末な対応だったということもありまして、厳しく行政指導によって、再発防止に努めていただきたいと考えてございます。

なお、他社に行政指導を行った旨を共有いたしましたけれども、その際、ほかの事業者から、今回の株式会社NTTドコモのようなデータの訂正の報告はございませんでした。

株式会社NTTドコモから新たに再提出があったデータについてですが、これまでのデータと比較したところ、800MHz帯におきまして、C評価からA評価に変わるなど、上方修正がございました。また、同社の数字が上昇したことによって平均値が上昇した周波数帯がございましたけれども、この修正を考慮しても、各事業者に対する相対評価の結果には影響はございませんでした。具体的な数字の変更等は配布資料のとおりとなっております。

総務省といたしましては、今回の事案を受けまして、さらにチェック体制を強化したいと考えております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

私からの説明は以上となります。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、質問等、もしくは御意見等ございますでしょうか。細かい資料は資料3-1を見ていただければいいと思いますので、特に何かございますでしょうか。林部会長代理、何かございますか。

○林代理 特にございませんけれども、今、入江様がおっしゃったように、行政指導にてしっかり事後的な対応をお願いしたいと思います。

○笹瀬部会長 ありがとうございました。池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 私からも特に何もございません。ありがとうございました。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 今回のことで、他社の評価に関して変更がなかったというの

は不幸中の幸いではございますけれども、きちんと再発防止に努めていただきたいと思います。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。眞田特別委員、いかがでしょうか。

ちょっと今、切れたみたいなので、中野特別委員、先に御意見いかがでしょうか。

○中野特別委員 ほかの他社さんが、訂正がなかったということはよかったですと思いますが、今後も再発防止に努めていただければと感じております。以上です。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。眞田先生、まだつながりませんか。

○眞田特別委員 すいません。ちょっとマシンを変えますので。

○笹瀬部会長 そうしたら、どうしましょうか。よろしいでしょうか。

○眞田特別委員 はい。

○笹瀬部会長 それでは、本件利用調査の結果に関しましては、これで終了したいと思います。入江移動通信企画官、どうもありがとうございました。

○入江移動通信企画官 ありがとうございます。

(2) 令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る定性評価の進め方について

○笹瀬部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議事の2番、令和4年度携帯電話及び全国BWAにおける定性評価の進め方についてとなります。本日は複数の周波数横断した定性的な評価の進め方について、議論をお願いしたいと思っています。まず、複数周波数で横断した定性評価を行うに際して、まずはインフラシェアリングの実施状況やトラフィック量等の調査事項ごとに評価の考え方を整理する必要があると思います。今回、事

事務局におきまして、たたき台を作成していただきましたので、議論をお願いできればと思います。

まずは、この考え方に沿ったヒアリングの質問事項等について整理してもらっておりますので、まず、事務局のほうから説明をよろしく申し上げます。資料は3-2です。よろしく申し上げます。

○宮澤幹事 事務局の宮澤でございます。資料3-2に基づきまして、御説明させていただきます。

表紙めくっていただいて、スライドの1ページ目でございますけれども、先般10月25日の有効利用評価部会におきまして、携帯電話全国BWAの有効利用評価について、周波数帯ごとの実績、進捗に関しまして、まず、定量評価を行い、それから、複数の周波数帯を横断するような事項については、定性的な評価を行うということとなっております。

定性評価につきましては、従来から、主に①のインフラシェアリングの取組から、⑤の携帯電話の上空利用及びIoTへの取組といった事項について調査を行いまして、昨年度の実績値との比較による進捗状況ですとか、取組内容について確認、分析を行った上で評価を行ってきてございます。今回も、こういった形を踏襲した形で実施できればと考えているところでございます。

有効利用評価方針では、スライドの表にあるとおり、電波の有効利用または適切な電波利用がどの程度行われているかということについて、aからdまでの記号で示すということになってございます。

次のページから、各調査事項に関する定性評価の考え方について、御説明させていただきます。

スライドの2ページ目でございますが、①といたしまして、インフラシェアリングに関する取組でございます。インフラシェアリングは、5G基地局整備の推進のための手段の1つということでございまして、この取組が昨年度実績

を上回っている場合には、適切な電波利用が一定程度行われていると考え、b評価としてはどうかと考えているところでございます。他方で、取組が進んでいない場合、この場合はc評価という形にしつつも、当該事業者に対して、インフラシェアリングに対する基本的な考え方ですとか、今後の計画等の確認を行い、その結果を踏まえ評価に反映していければと考えているところでございます。また、実績が少ない場合にも同様に確認を行っていければと考えてございます。

②の混信等の防止、安全信頼性の確保につきましては、各事業者とも電波干渉が生じないような形で調整を進めてきてございます。また、安全・信頼性の確保の観点から、保守要員や無線従事者等の技術要員を確保し、また、車載型の基地局や移動電源車などを配備するなどの取組が行われているということが確認できてございますので、こういう場合には、b評価としてはどうかと考えているところでございます。

その上で、さらに各社の取組や今後の計画等を確認していければと思ってございます。なお、昨年度、令和3年度に重大な通信障害を起こした事業者に対しては、改善に向けてどのような対策を講じてきたのかということも確認する必要があるかと考えてございます。

③の音声トラヒック、データトラヒックについてでございますけれども、これにつきましても、昨年度の実績を上回っている場合にはb評価とし、下回っている場合があれば、c評価としつつも、その要因ですとか、評価に反映することを確認の上、評価結果に反映していければと思ってございます。

スライドの3ページ目を御覧いただければと思います。④のMVNOへのサービス提供に関してございますが、これは周波数の公平利用の観点から推進されるべきものと考えてございまして、取組がなされている場合には、b評価としてはどうかと考えてございます。

他方で、グループ内のMNOへのサービス提供がほとんどを占めて、多様かつ多数のMVNOに対するサービス提供への取組が進んでいないといった場合には、c評価としてはどうかと考えてございます。また、当該事業者に対しては、MVNOに関する基本的な考え方や今後の計画など確認を行いまして、最終的な評価に反映することとできればと考えてございます。

最後、5番目の携帯電話の上空利用やI o Tへの取組についてでございます。携帯電話の周波数有効利用の観点から、このような利用拡大ということが推進されるべきと考えてございまして、昨年度の実績を上回っている場合にはb評価とし、他方、取組が十分なされていない場合にはc評価とするということでございまして、該当する事業者に対して、上空利用やI o Tへの取組に関する基本的な考え方ですとか、今後の計画などを確認しまして、最終的に評価に反映していければと考えてございます。

今後の進め方でございますけれども、定量評価と同様に、各事業者には先ほど御説明申し上げましたような形の質問事項を事務局のほうでまとめさせていただいて、事前に各事業者に投げかけた上でヒアリングに臨みたいと考えてございます。

事務局のほうで質問事項の案を作成させていただきまして、後ほど先生方にはメールにて御確認をお願いできればと考えているところでございます。

御説明は以上となります。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。

私から1点、お聞きしてよろしいでしょうか。

○宮澤幹事 よろしくお願いいたします。

○笹瀬部会長 ここに書いてあるインフラシェアリングというのは、MVNOに関しましても、基地局の整備のために他のキャリアとシェアするという話な

んですけども、複数の周波数横断した有効利用という観点からは、キャリアアグリゲーションとかそういうことの評価はできないんでしょうか。つまり各キャリアが複数の周波数帯をお持ちなので、それをどうやって使って有効利用しているかとか、そういうことはデータを取れないんでしょうか。難しい質問ですか。

○宮澤幹事 御質問ありがとうございます。現時点におきまして、今回の調査結果データからは、今、部会長がおっしゃっていただいたようなデータを読み取ることはできないんですけども、今回、定性評価を行う上で、事業者に対して質問を投げかけて、この後、ヒアリングを行っていくということでございますので、御指摘のありました点についても少し質問に起こして、まずは事業者に投げかけてみたいとは考えてございますが、いかがでございましょうか。

○笹瀬部会長 周波数の有効利用という観点から見ると、複数のキャリアバンドを持っていて、それぞれ周波数をどこにウェイトをかけて使っているかということは、各キャリアの戦略によると思うんですけども、いずれにしても、ある特定周波数の人口カバー率が低い場合、それはキャリアアグリゲーションとかをうまく使ってやっていけば、ある程度改善できると思うので、そういう取組のような話をしてもらいたいという気がしました。題目から見ると、複数の周波数帯を横断したということの、ここだけから見ると、複数の持っている、キャリアの持っている周波数をどうやって横断して使っているのかという、そういう説明があったほうがいいかなと、私は個人的に思います。いかがでございましょうか。

○宮澤幹事 ありがとうございます。そうしましたら、事務局のほうで今の御指摘を踏まえ、質問の形に起こさせていただきまして、後ほど先生方にも御確認をお願いしたいと思います。

○笹瀬部会長 これは3番のトラヒックのところに入ってくると思うんです。

これは音声とデータと分けるよりは、むしろ各周波数をどうやってうまく使い分けているか、逆に言うと、複数の周波数帯を使ってキャリアアグリゲーションをすることは多分有効利用になると思うので、そういうことにどう取り組んでいるのかという質問を入れていただくとありがたいかと。

○宮澤幹事 ありがとうございます。では、関連する質問として、3番に入れ込むような形で検討させていただきます。ありがとうございます。

○笹瀬部会長 ほかの先生方はいかがでしょうか。順番に聞いてもいいですけども、各自質問がある方はお願いします。

○池永特別委員 池永です。御説明ありがとうございました。今、御説明いただいた定性評価の進め方の中で、項目によっては、やっている、やっていないという、情報に基づいて、定量というか事前の情報で判断できる部分がある程度はあるような気がいたしますが、その中で、例えば取組の度合いですとか、そういったようなものをヒアリングに基づいて定性的に評価するというのを、これらの各項目でやっていくということについてはよく理解できましたので、そのように進めていけたらと思います。

質問ではなくて、理解いたしました。ありがとうございました。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。多分、定量評価で抜けたところを質問したほうが良いと思います。石山先生、よろしくお願いします。

○石山特別委員 私も質問というよりコメントですけども、今回の評価として、①から⑤までの視点からということですけども、これは適切だと思います。適切だと思いますけども、今回は適切だけでも、この後の電波の有効利用の状況に伴って、この評価軸も変えていく必要があるだろうと思いますし、また、評価の中身につきましても、昨年度の実績値を上回っているかどうかという評価に関しても、現時点では良いと思いますけども、その取組が進んで

きて、一般的になってきた段階では、その評価手法は不適切になる可能性もございまして、これは毎年、きちんと見直していく必要があるだろうなと思っております。

以上です。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。ほかに質問ございませんでしょうか。

○中野特別委員 中野です。よろしいでしょうか。

○笹瀬部会長 よろしく申し上げます。

○中野特別委員 御説明どうもありがとうございます。今回に関しては非常に適切な評価ではないかと思っておりますが、一方で、①番から⑤番に対する重さなどについては、今後、適切な評価を技術の進化、あるいは、今後の携帯電話の利用の方向性に関しては、今後も見えていく必要があるのではないかと感じております。

コメントでございます。以上です。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。眞田先生、何かございますか。

○眞田特別委員 私としては、非常に適切な指標というか、評価軸だと考えております。特にコメントはございません。

○笹瀬部会長 ありがとうございます。ほかに何かコメント、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議案の議論を踏まえまして、定性評価に係るヒアリング項目につきましては、事務局のほうでまとめていただきまして、委員の先生及び特別委員の先生方に改めてメールで御照会していただくように、よろしくお願いいたします。

その後、各事業者に送付していただきまして、前もって回答を作成していただくように調整をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○宮澤幹事 ありがとうございます。そのように進めさせていただければと

思っております。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございます。

(3) 令和5年度電波の利用状況調査について

○笹瀬部会長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

議事の3番です。令和5年度における第2号調査の方針につきまして、これは電波政策課の荻原課長のほうから、資料に基づいて御説明よろしくお願いたします。資料は3-3です。よろしくお願いたします。

○荻原課長 電波政策の荻原です。よろしくお願いたします。

資料3-3に基づきまして、今回の御報告ということでさせていただきたいと思います。令和5年度の電波の利用状況調査、第2号調査、各種無線システムの調査ということについての方針について、御報告させていただきます。

資料の中身、入っていただきまして、2ページ目、それから3ページ目、それから4ページ目に関しましては、何度か御説明させていただいたことがございますので、5ページ目から説明をさせていただきたいと思います。

携帯電話と公共業務用無線局を除いた各種無線システムの電波の利用状況調査と評価ですけれども、令和5年度につきましては、714MHz超の周波数を利用する無線局を対象とするということで進めることとしております。各種無線システムの電波の利用状況調査と評価については、先生方は御承知かと思いますが、714MHz以下と714MHz超に分けて、毎年交互に実施していることとなります。今回の御報告させていただく、令和5年度の調査に関しては、714MHz超の順番だということでございます。

調査の方法については、5ページの真ん中に3つ箱がございまして、1つ目が一番左側にPARTNER調査と書いてあるものでございます。こちらは7

1 4 MHz 超の周波数を利用する全ての無線システムにつきまして、総務省が持っているデータベースから機械的にデータを抜き出しまして、具体的には無線局の数ですとか電波の型式などといったことを調査いたします。

2 つ目が真ん中の調査票調査をなります。こちらは、周波数再編アクションプランにおいて、対応が求められているシステムをピックアップいたします。そのピックアップした無線局の免許人の方々から、運用時間ですとか、あるいは運用区域、それから今後の移行計画等々につきまして、詳細にアンケートという形で回答をいただくものでございます。調査票調査については、通常システム単位で回答いただくことしておりますけれども、その中でも、新たな電波利用システム、例えば 5 G とか無線 LAN ですとか、新たな電波利用需要、電波利用の需要がある周波数を使用するシステムにつきましては、重点調査対象システムとして位置づけまして、こちらは無線局単位で、より詳細に回答いただくような形になります。

一番右側でございます 3 つ目の箱ですけれども、電波の発射状況調査というのをいたします。こちらは重点調査対象システムがその対象になりますけれども、調査票の調査の回答の裏づけを取る形で、電波の発射状況を実際に測定するものでございます。重点調査対象システムを選定する基準については、その下辺りに点線で、少し小さな字で書いてありますけれども、周波数の使用期限等が定められているシステムですとか、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められているということと、あるいは新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用するシステム、それから国際的動向、その他の事情を勘案して周波数の再編に関する検討が必要なシステム、こういった基準をベースにして、総合的に勘案して選定、重点調査対象システムは選定するという形にしてございます。

一番下に 4 番、調査結果の作成というところがございますけれども、調査の対

象となります電波利用システムに関しましては、総合通信局の管轄区域ごと、また、周波数の特性ですとか電波利用形態等を勘案しまして、取りまとめた調査結果及び調査結果概要を作成するという形になります。

6 ページ目を御覧いただければと思います。令和 5 年度の重点調査システムなんですけども、制度の今年度、この制度が立ち上がりの時期であるということと、また、電波の実際の測定をするということで、調査のためにシステム改修などの準備が必要になるという都合もございまして、令和 5 年度の調査に関しましては、総務省において 2 つのシステムをあらかじめ選定させていただいております。

なお、令和 6 年度以降、その次以降の調査につきましては、委員の先生方から早い段階で御意見を伺って、それを踏まえた上でシステムの選定等も行っていきたいと考えております。そういう意味では、令和 5 年度は立ち上がりの時期ということで、少し特殊なやり方になりますけども、報告ベースということでさせていただくことにはなりますが、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

具体的には、今回は周波数再編アクションプランにおきまして、令和 7 年度末までに 5 G への周波数割当てに向けて、周波数共用の検討を行うとされているものとして、2 つ選定しております。

1 つ目が 6 ページで御覧いただいている 2.6 GHz 帯の FWA です。インターネットなどを利用するために、ケーブルの敷設が困難な場所の通信などに利用されているものでございます。

もう一つが、7 ページ目になります。放送事業者の映像伝送に利用されています、4.0 GHz 帯の映像 FPU です。これら 2 つのシステムについては、いずれも、2.6 GHz 帯、4.0 GHz 帯、それぞれ 5 G の周波数帯の候補として今後、検討を進めていくということにされておりますので、発射状況調査を含めて、重点

調査の準備を進めていくこととしたいと考えております。

それから、8ページ目から10ページ目にわたりまして、システムがピックアップされておりまして、こちらのシステムについては、調査票の調査の対象になるシステムの一覧でございます。いずれも、周波数再編アクションプランの中で、何らかの取組が記載されているものとしてピックアップしております。その内容については、表の右側にそれぞれ、どういったことが指摘されているのかというのを書かせていただいております。

それから、11ページ目、御覧ください。各種無線システムの調査の今後の想定スケジュールということでもまとめております。3段に分かれておりますけれども、一番下の714MHz超の調査が、今、御説明させていただいた令和5年度の調査から書いてございますけれども、本件については、線表を御覧いただくとおり、12月の電波監理審議会の親会に報告を差し上げた上で、4月1日を調査基準日として調査を進めていくという流れになります。また、上段の令和4年度の714MHz以下の調査、これは令和4年度の調査として、今まさに取りまとめ作業を実施しているものでございますけれども、こちらについては、令和5年の3月に調査結果を御報告させていただくことを目標に、今、取り組んでおります。

令和4年度の、その後、評価をしていただくことになるんですけども、評価結果が確定する際に、714MHz以下の調査は翌年に実施することになりますので、令和6年度に実施する調査に向けて、評価結果と併せて次の調査に関する御意見をいただくような形で進めていきたいと、いただければと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○笹瀬部会長 萩原課長、どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

私から1点、11ページの今、御説明があった図のところ、方針検討とかシステム改修する、点々で書かれた、令和5年度で言うと第2クォーターのところ、ここが検討するというところでよろしいでしょうか。部会として。この図で見ると、今回は何もありませんけども、次回以降は大体第2クォーターの後半ぐらいのところであるんですね。

○荻原課長 第2クォーターのところ、上に向かっていて青い矢印がございますけれども。

○笹瀬部会長 そこですね。

○宮澤幹事 こちらが電監審のほうからいろいろ、次の調査に関して御意見をいただくという流れになりまして、それを踏まえて私どものほうで、調査の方針について検討していきますが、その間、部会の先生方とか、あるいは電監審のほうにも報告、あるいは意見をいただくような場を設けていただければと考えております。

○笹瀬部会長 分かりました。この図で見ると、電監審の親会と部会の区別がよく見えないんですけども。

○荻原課長 そうですね。親会しか書いていないので、そこは、より詳細なものは、また別途、お示しさせていただきたいと思います。

○笹瀬部会長 分かりました。ありがとうございました。

ほかに何か御質問とか御意見ございますでしょうか。

○池永特別委員 よろしいでしょうか。

○笹瀬部会長 どうぞ。

○池永特別委員 スケジュールに関してなんですけれども、評価の基準をつくるタイミングというのは、どのようなタイミングになりますでしょうか。

○荻原課長 評価を電波監理審議会でやっていただくのが真ん中の線表になりますけれども、その前に、評価の基準等、絶対評価はないんですけども、評価の

考え方、基準等につきましては、その前にあらかじめ御説明させていただいて、御意見いただくような形にしたいと考えております。

○池永特別委員 例えば、5年度分の情報を集めて、その内容について評価するという流れになると思うんですけども、例えばそのときには5年度分がどういう評価基準で評価されるかということは、それより前までに事業者にお伝えするという流れになるのでしょうか。それとも5年度に入ってからになるようなイメージでしょうか。

○荻原課長 こちらの各種無線システムに関しましては、事業者からデータを取るというよりは、無線局単位のデータを集めまして、例えば、ある周波数帯のシステムについて、このシステムについては何局程度利用されていて、どれぐらい増加、あるいは減少したとか、そういった形で評価をしていただいて、最後は定性的な評価ということで、この周波数帯の全般的な無線局の動向はこうこうで、電波の有効利用がなされている、されていないといったような定性的な評価になりますので、どちらかというところ、基準をあらかじめ、明確な絶対基準を示すというのではなくて、定性的な評価をしていただきますので、どんなデータを取ったかということと、これまでどんな評価の仕方をしてきたかというのをお示しさせていただいて、それで御議論いただいて、その次の評価をどうしていくかというのは考えていきたいと思っております。

今日、資料は用意していないんですけども、調査票調査でどんなことを聞いているかというのも別途、御紹介させていただいて、どんなことを聞くかによってどんな評価ができるかというのが決まってくるので、そこは、その辺りを御覧いただきながら、御意見を賜りながら、やり方を進めていきたいと考えています。

○池永特別委員 分かりました。その意味では、実際に使っている事業者にとっては、あるとき、アンケートのような調査が来たときには、その時点では、

その前の年について回答するとしますと、前の年にはどんな調査があるか分からない状態で使っていたものを調査されるという感じになるのかと思ったんですけども、タイミング的にそういうことですね。

○荻原課長 そうですね。一部はそういった項目も含まれる可能性はございますね。そういう意味では。

○池永特別委員 分かりました。それも含めて、調査の項目については考えないといけないということですね。

○荻原課長 そうですね。実態を回答してもらうような形になりますので、ファクトベースで回答してもらうような形になりますので。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○石山特別委員 よろしいでしょうか。

○笹瀬部会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○石山特別委員 今回、調査対象にする2つの周波数帯のことについてなんですけれども、すいません、私がキャッチしそびれたのかもしれないんですが、5ページのスライドのところで、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、移行状況を把握する必要があるものなどについてということで対象にされていると思うんですが、今回、チョイスされた2.6GHz帯FWAと、4.0GHz帯のFPU、これがこれにマッチしているんだというところの説明のところ、すいません、私が聞き漏らしたんだと思うんですが、もう一度、教えていただけますか。

○荻原課長 まず、周波数再編アクションプランというのを今日、資料として用意してございませんけども、その中に各周波数帯ごとに、今後の周波数の再編とか利用について、計画と申しますか、アクションプランということですので計画が書かれているんですけども、その中で、新たな電波利用システムについて需要がある周波数、具体的にはアクションプランの中では、携帯電話とモ

バイルサービスと無線LANとIoTシステムと、あと、ITS関係、この4つが新たな電波利用ニーズがあるということで、周波数の確保目標等が定められています。

その中でも、特に今回は5Gの将来の割当ての候補帯域になっている周波数帯が幾つか挙げられている、周波数アクションプランの中に挙げられているんですけども、そのうちの2.6GHz帯と、4.0GHz帯について、詳細に実測、電波の発射状況も含めて重点的に調査しようということで、2点挙げさせていただいたという経緯になります。

○石山特別委員 たしか、それ以外の周波数帯も幾つか挙げられていたかと思うんですけども、そちらではなくて、まず、こちらから始めたというのはどういったことでしたでしょうか。

○荻原課長 重点調査に関しましては、実際に電波を実測するという一方で、実測して評価することが可能かどうかというのも現実問題として、そういったことも踏まえて検討しております。今、5Gの公募周波数帯としては、4.9GHz帯と2.6GHz帯と2.6GHz帯、4.0GHz帯と、4つ周波数再編アクションプランの中で挙げられておりますけども、2.6GHz帯は、今、衛星で利用されているところと5Gが共用するという方向なんですけども、次の衛星を打ち上げてから検討が始まるということで、時期が見えていないところがあります。それから、4.9GHz帯は様々な利用形態のシステムが多数、実は存在しています、うまくポイントとなる測定ができるかということ、現実的に難しい状況かということで、2.6GHz帯と4.0GHz帯、こちらはFPUと、あと固定的に使われているシステムということで、実測調査も現実的なこととして可能だということで、2つ選ばせていただきました。

○石山特別委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○笹瀬部会長 よろしいでしょうか。時間も押していますので、先に進んでよ

ろしいでしょうか。

それでは、令和5年度における第2号調査の方針につきましては、議論をこれで終了としたいと思います。別途、電波審管理審議会のほうにも御報告よろしく申し上げます。荻原課長、どうもありがとうございました。

○荻原課長 ありがとうございました。

(4) 今後のスケジュールについて

○笹瀬部会長 それでは、議事の4番に移りたいと思います。

今後のスケジュールにつきまして、事務局のほうから説明よろしくお願いたします。資料は3-4です。

○宮澤幹事 事務局でございます。この資料に基づきまして、今年度の携帯電話全国BWAに係る評価のスケジュールにつきまして、御説明申し上げたいと思います。

資料でございますが、部会の日程を中心にまとめてございまして、本日、この後でございますけど、19時からKDDI、沖縄セルラー電話――すいません、資料は「電話」が抜けてございまして、失礼しました。訂正をお願いできればと思います。とUQコミュニケーションズに対する定量評価に関するヒアリングを予定してございます。

それから、来週14日でございます。第4回の会合におきましては、ソフトバンク、Wireless City Planning、NTTドコモ、楽天モバイルの4社に対して、同様にヒアリングを行うこととしてございます。

それから、21日と22日でございますけれども、先ほど資料3-2で御説明をさせていただきました、定性評価に関する事項につきまして、ヒアリングをまた同じく予定してございまして、そのヒアリング結果等を踏まえまして、

今後、評価案をまとめていくといった流れに考えてございます。

11月の下旬から12月上旬にかけて、部会を開催させていただきまして、評価案をまとめていただいて、その後、親会のほうに御報告をさせていただければと考えてございます。

詳細な今後の日程等につきましては、笹瀬部会長、林部会長代理、また、構成員の皆様方と御調整をさせていただきながら進めていければと思っております。

事務局からの御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この後、事業者ヒアリングを進めていきまして、ヒアリング結果を踏まえて評価案を作成したいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、スケジュールに関しましては、これで議論終了したいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(5) 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの検討状況について

○笹瀬部会長 それでは、議事の5番に移りたいと思います。

携帯電話用の周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの検討状況につきまして、御報告をお願いしたいと思います。

御報告は電波政策課の高橋室長より、よろしくお願いたします。資料は3-4です。よろしくお願いたします。

○高橋室長 電波政策課の高橋でございます。

それでは、携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの検討状況について、御説明をさせていただきます。

今年の2月から継続して検討を行ってまいりましたが、11月8日の第15回のタスクフォースにおいて、報告書案の取りまとめを行ったところでございます。本日は報告書案の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。検討の経緯でございます。まず、タスクフォースで取りまとめた報告書の内容でございますが、下の2ポツ目を御覧ください。再割当て要望のあったプラチナバンドを念頭に置きまして、開設指針の制定の申出、競願の申出と呼んでいるものでございますが、これが行われ、開設指針を制定することが決定した場合における移行期間や移行費用の負担の在り方について、検討を行ってきました。その下に、プラチナバンドの800MHz、900MHz帯の周波数配置を書いております。楽天モバイルから要望のあった周波数帯、15MHz幅について、検討を行ってきました。

2 ページ目を御覧ください。まず、再割当てにおける基本的な考え方でございます。(1)は、開設指針制定の可否の検討に当たっての考え方になります。ページ飛びまして、8ページ目を御覧ください。こちらに開設指針制定までの流れを書いております。今回、ターゲットにしているのが②競願の申出でございます。これから説明申し上げるのは、こちらの流れの右側の開設指針制定の可否の検討、オレンジ色の点線の枠の中に書いてございます。こちらの検討を行う際に勘案すべき事項について、まとめたものでございます。

2 ページ目に戻っていただき、その内容を3点記載してございます。まず、申出人による有効利用の程度の見込みが、電波監理審議会に評価をいただきました、既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であることが1点目でございます。

2点目は、再割当ての対象となる周波数幅は、申出人の割当て済みの周波数

幅、契約者数、トラフィック量などを勘案して、必要十分な周波数幅であること。

3点目は、改正電波法による開設計画の認定期間が、従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当ての対象とする周波数の選定に当たっては、既存免許の使用期間や有効利用評価の結果を踏まえることとさせていただいております。

(2)に周波数移行を行う際の考え方を書いております。競願の申出を行う場合、既存免許人と新規、割当てを要望する事業者との間で審査を行って、勝ち負けを決めることとなりますが、一旦勝負がついた後は、両者が相互に協力をして、迅速な移行、基地局展開に努めることを考え方として書いてございます。

また、周波数移行を行うに当たっては、既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないように、適切な移行期間を設定することや、サービス品質の劣化を強いることがないようにすることを基本的な考え方として書いてございます。

3ページ目を御覧ください。移行期間の考え方になり、「基本的な考え方」と「プラチナバンドにおける考え方」に分けてまとめてございます。

まず、基本的な考え方として、標準的な移行期間を書いてございます。電波法の免許の有効期間が5年であることを考えますと、再割当ての時点から5年を標準的な移行期間とするのが適当としております。ただし、標準的な移行期間を超える場合も想定され、電波法上も、移行期間は最大10年が認められておりますので、その場合における考え方を、その下に書いてございます。既存免許の無線局について、計画的に移行を実行しても5年以内に完了する見込みがなく、利用者への悪影響が生じる場合は、これを延長できるとしております。

その下、プラチナバンドにおける移行期間の考え方を書いてございます。プラチナバンドは、移行に必要な作業が幾つかございますが、このうち、新規認定開設者による基地局の開設に必須であるレピータ交換の移行作業に着目をし

て、移行期間を設定するのが適当とさせていただきました。基本的な考え方は、2 ページ目の (2) の移行期間を超える場合の考え方と同様でございます。

また、周波数移行を確実に実施するための措置を (2) に書いてございます。まず、既存免許人は、どのように周波数を縮退するのか、周波数を明け渡すのかに関する移行計画を策定いただき、また、その進捗管理をしっかりとやっていくことを書いてございます。特に進捗管理は、電波の利用状況調査の中の一環として既存免許人に対して、移行計画の進捗状況の報告を求め、電波監理審議会による評価をお願いできればと考えております。

ページが飛びますが、11 ページ目を御覧ください。電波の利用状況調査に関する流れを書いてございます。左側に電波の利用状況調査を行う際の調査事項を書いており、一番下に使用周波数の移行計画が定められております。今回新たに追加したものではなく、もともと利用状況調査の調査事項になっていたものでございます。仮に再割当てを行うことになった場合は、使用周波数の移行計画についても利用状況調査の中で調査を行い、その結果を電波監理審議会において評価をお願いできればと考えております。

3 ページに戻っていただき、最後に、着実な周波数移行を進めるために、無線局の再免許の期間を1年とし、再免許の審査の際には進捗状況や電波監理審議会による評価結果を勘案するとさせていただきました。

4 ページ目を御覧ください。移行費用の負担の考え方でございます。こちらでも「基本的な考え方」と「プラチナバンドにおける考え方」に分けて記載してございます。費用負担の基本的な考え方は、電波法上、周波数移行に関する費用負担は、既存免許人が負担することを想定して制度化されておりますので、既存免許人の負担を原則とすることが適当しております。

また、終了促進措置の活用については、今回の周波数割当てが、従来の周波数割当てと異なり、競願の申出によって勝ち負けが出た結果によって周波数移

行を行うことが決められる点が、従来の周波数再編との大きな違いと思っております。こうした点を踏まえますと、再割当てが行われる際の移行費用の負担について、これまでは終了促進措置の活用を実質的に義務づけていましたが、今回は、その活用を「任意とすることが適当」とさせていただきます。

その下に、プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方を書いてございます。移行作業として想定される「レピータ交換」、「基地局の増強」、「基地局の受信フィルタの挿入」の3つについて、それぞれ書いておりますが、いずれも、原則として既存免許人の負担とすることが適当としております。

終了促進措置の対象となり得るのは、(1)のレピータ交換があり、新規認定開設者の基地局開設に必須の作業であることから、既存免許人に作成していただく移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用することが適当とさせていただきます。

最後、その他留意事項として、今回のタスクフォースにおける検討を行う中で、引き続き検討すべきとされた事項を5ページ目に記載してございます。

6ページ目は移行期間に関する作業内容のイメージを図としてまとめたものです。オレンジ色の線が既存免許人の無線局で、5年を超える場合でございますが、移行計画を策定し一定期間を経た後に、無線局数を漸減して、順次、周波数を明け渡していただく。これに対し、新規認定開設者の基地局、こちらはグリーンの線になりますが、周波数が空いたエリアから順次、新規認定開設者の基地局を開設していただくイメージでございます。赤の点線が周波数の使用期限になっており、その使用期限までに既存免許人は自分たちの基地局をゼロにし、それ以降は新規認定開設者が基地局を開設し、周波数をフルに使うということでございます。

説明は以上となります。

○笹瀬部会長 どうもありがとうございました。それでは、何か御質問、御意

見ございますでしょうか。少し時間が押しておりますので、質問は1つか2つ、ありましたらよろしくお願ひします。

○林代理 1点だけすいません、林ですけど、よろしいでしょうか。

○笹瀬部会長 どうぞ。

○林代理 ご説明ありがとうございました。またおとりまとめお疲れ様でした。1点、確認をさせていただきましたら幸いです。

移行費用の負担の考え方の点ですが、報告書案を拝見して、1つのポイントは、これまでの再編と同じように終了促進措置を義務化して、新規参入者が実質全額負担とすべきかどうかという点だったと存じますが、これについては、さきほどご説明があったように、過去、700/900MHzのスキームでは、いわば「比較審査なしに」強制的に移転させていたのに対して、今回は、それとは異なり、「比較審査をした結果」、優劣を決めるスキームですので、その結果、既存免許人が劣位となった以上は、負担のあり方については従前と同じにはならないと、こういう整理をされたものと理解しましたが、この整理は、私は非常に筋の通ったものと理解しています。

そうだとしますと、審査基準の公正性とそれに基づく納得感がカギだと思います。その上で、確認ですが、報告書案脚注12の「移行費用の負担について、既存免許人と新規認定開設者の間で別に合意できるのであれば、当該合意の実施を妨げるものではない」という記述がありますので、国民の間で合意ベースでどんどん移行スキームを進めていただければそれは差し支えないということで理解してよろしかったでしょうか。

○高橋室長 御質問ありがとうございます。報告書本体のほうも御確認いただきまして、ありがとうございます。

林先生がおっしゃるとおり、基本的な考え方を報告書の本文に記載しましたが、脚注で書かせていただいたとおり、終了促進措置の実施も含めて、国民ベ

ースで、その実施を委ねることが基本的な考え方になります。この報告書の考え方によらず、民民ベースで合意できるのであれば、その実施を妨げるものではなく、民民間で必要な費用負担を行っていただきながら、周波数移行を進めていただきたいと、そのような趣旨で記載してございます。

○林代理 了解しました。理解できました。

○笹瀬部会長 よろしいでしょうか。ほかに。

○眞田特別委員 すいません、眞田ですけれども、よろしいでしょうか。

○笹瀬部会長 どうぞ。

○眞田特別委員 今回の楽天さんは、3キャリアに対して被るような形の希望を出されているみたいですけど、競願の申請の時の周波数がどうなのかというのは、あくまでも申請される方の意向で決まるんですか。つまり3つのキャリアにわざわざ被せる必要性があるのかなと少し思ったものですから。

○高橋室長 1ページ目に再割当制度の内容を書いておりますが、3つのパターンがありまして、そのうち②番の競願の申出があった場合ということでございます。その際は、申出人が、自分が使いたい、再割当てを受けたい周波数帯を指定することになりますので、どのような申出をするかは、申出人の自由となります。

ただし、申出があったからといって、そのとおりに開設指針を制定するかは別で、先ほど御説明しました2ページ目で、開設指針の対象とする周波数幅の考え方や、周波数を選定する際の考え方を、(1)の2ポツ目、3ポツ目に記載しております。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬部会長 よろしいでしょうか。

○池永特別委員 すいません、1点だけよろしいでしょうか。

○笹瀬部会長 どうぞ。

○池永特別委員 1 ページ目なんですけれども、今回の件は有効利用評価という観点でいきますと、周波数の再割当てという話は、もしも各事業者が有効に電波を利用していたとしても、競願の申請があればプロセスに乗るといような流れだという理解でよろしいでしょうか。

○高橋室長 そのとおりでございます。申出を行う際は、申出人が既存事業者の評価結果を見た上で、それよりも有効利用できるという計画を出していただく必要がございます。

2 ページ目の（1）の1 ポツ目のとおり、申出人の有効利用の程度の見込みが、将来の計画になりますが、これが既存免許人の有効利用の評価と同等以上であると。仮に既存免許人の有効利用の評価の結果がS評価としたら、それと同等以上でなければ、開設指針制定のプロセスは進められないという考え方を書いています。

○池永特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬部会長 よろしいでしょうか。時間が押しておりますので、それでは、タスクフォースの報告に関しましては、これで議論を終了したいと思います。高橋室長、どうもありがとうございました。

○高橋室長 ありがとうございます。

○笹瀬部会長 もし特別委員の先生方で何か質問とかコメントありましたら、メールベースで事務局に送っていただければ、個別に対応できると思います。よろしくをお願いします。

それでは、議事の5番まで終わりましたので、議事の6番の免許のヒアリングに移りたいと思います。時間が押しているんですけれども、事務局は総務省関係者の退室をお願いいたします。

○宮澤幹事 承知いたしました。まず、総務省関係者の皆様方におかれましては、大変恐縮ですけれども、退室をお願いできればと思います。よろしくお願

いたします。

先生方におかれましては、このまま少しお待ちいただければと思っております。

それから笹瀬部会長、若林先生も入られてございますので、皆さんおそろいでございますので、よろしくお願いいたします。

○笹瀬部会長 よろしくお祈いします。

○宮澤幹事 若林先生、どうぞよろしくお祈いいたします。お世話になります。

○若林特別委員 遅くなって失礼いたしました。よろしくお祈いいたします。

○笹瀬部会長 よろしくお祈いします。

(総務省職員退室)

○宮澤幹事 それでは、笹瀬部会長、総務省関係者は退室いたしましたので、これからよろしくお祈いいたします。

○笹瀬部会長 数分遅れですけれども、よろしくお祈いします。

(6) 令和4年度携帯電話・全国BWAに係る有効利用評価のうち定量評価に関する免許人ヒアリング

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

閉 会

○笹瀬部会長 これで本日の議事は以上となります。

次回は、来週の月曜日の18時から第4回の有効利用の評価部会があります。第4回に関しましては、ソフトバンクとWireless City Planningさんと、それからNTTドコモ、楽天モバイルと4社ありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

第3回の会議はこれで閉会といたします。

あと事務局のほうから何か追加のありますでしょうか。会議としては、これで閉会です。

○宮澤幹事 先生方、本日は遅い時間まで大変ありがとうございました。

来週14日に、4社の定量評価に関するヒアリングがございまして、今、事務局のほうで、この4社からの回答を準備させていただいてございますので、できるだけ早めに、先生方にまずお送りをさせていただきたいと思っております。

ヒアリングに向けてまた御準備など行っていただければと思っておりますので、質問内容など御調整させていただければと思います。

本日は大変遅くまで長時間にわたりまして、御対応いただきまして、誠にありがとうございました。また、週明けすぐでございませけれども、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○笹瀬部会長 ほかに何かございますでしょうか。

今日はどうもありがとうございました。的確な質問をしていただきまして、非常に価値があるヒアリングだったと思います。どうもありがとうございました。御協力ありがとうございました。